

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令 読替表  
 ○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十一号イ及び同項第十二号の読替え

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
<p>（市町村民税に関する用語の意義）                      第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 寡婦 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情を含む。）をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの</p> <p>ロ （略）</p> <p>十二 寡夫 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情を含む。）をしていないものうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下であるものをいう。</p> <p>十三・十四 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（市町村民税に関する用語の意義）                      第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 寡婦 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの</p> <p>ロ （略）</p> <p>十二 寡夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるものうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下であるものをいう。</p> <p>十三・十四 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>